

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 1 日（N o 3 / 1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

総合労働協約改訂等 団体交渉

“組合員と家族の幸せ実現”に向けて 粘り強く交渉を継続！

本部は本日、「総合労働協約改訂等」について 2 回目の団体交渉を行った。8 月 2 9 日の 1 回目の交渉では組合から趣旨説明を行ったが、今回は会社側から現時点における考え方が示された。それに対し組合は、現場の組合員の声や意見を要求項目に補強し徹底した議論を行った。

【申し入れ（申第 1 号）の内容は、J R 四国労組ニュース N o 2 を参照】

<会社側の現時点における考え方>

【労使間の取り扱い】

●考え方 ⇒ 現行条文が適切と考える。

【労働条件】

3 65 歳まで組合員（社員）として勤務できる制度を併設されたい。

●考え方 ⇒ 併設する考えはない。なお、60 歳以降の雇用の在り方については、今後検討が必要と認識しており、社会情勢や経営状況等を勘案しながら慎重に進めていきたい。

5 当面、年間休日を 120 日にされたい。

●考え方 ⇒ 現時点では、改定する考えはない。

6 36 協定における時間外労働時間を抑制・平準化させるとともに、月 45 時間以上を超えた場合の割増率を増額されたい。

●考え方 ⇒ 改正労働基準法の施行を受け、システムを活用した「36 協定の上限に対する警告」を実施し、社員等の時間外労働時間数の平準化に努めている。今後も、社員等の業務内容や時間外労働時間数を確認しながら、長時間労働の削減に努める。

なお、月 45 時間を超えた場合の割増率を改定する考えはない。

11 育児短時間勤務取得条件である「3 歳未満」を「小学校の始期に達するまで」に引き上げられたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 1 日 (N o 3 / 2)

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

12 看護休暇の取得条件である「小学校の就学の始期」を「中学校の就学の始期」に引き上げられたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

18 女性が早期に職場復帰できる支援体制を拡充されたい。

●考え方 ⇒ 仕事と育児・介護等との両立支援については、勤労課内に設けているワークライフバランス推進室を中心として引き続き検討を進める。

19 女性特有の休暇制度を改善するとともに、休暇の名称を変更されたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

20 初任給改善をはじめ、全世代の賃金改善を図られたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。なお、若年社員の定着のため、業務内容や職場環境だけでなく、労働条件もまたひとつの検討課題であると認識している。

25 職務手当・技能手当等の新設及び支払額を改善するとともに、技能手当支払基準（資格別点数表による資格等を有する者）となる対象職種を拡大されたい。

（各種技術指導や工事監督及び指令業務、駅務サポートマネージャー、2 級土木施工管理技士や 2 級建築士等）

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

26 第 1 9 7 条 自動車運転手当の支払範囲に軌陸車等の特殊作業車を追加するとともに、大型車以外も適用とされたい。

●考え方 ⇒ 現行の取扱いを変更する考えはない。

27 第 2 0 0 条 交代制等勤務手当及び第 2 0 3 条 夜間特殊業務手当を増額されたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

28 レール削正車による削正作業に従事した場合、夜間特殊業務手当の支払範囲とされたい。

●考え方 ⇒ レール削正車による作業内容を踏まえ検討する。

29 夜間特殊業務手当と交代制等勤務手当の併給不可を改善されたい。

●考え方 ⇒ 現行の取扱いを変更する考えはない。

34 通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合、燃料費等の実費を補償されたい。

●考え方 ⇒ 特別な事情がある場合を除いて、補償する考えはない。

35 アテンダント手当を増額するとともに、来春運行開始予定の新たな観光列車従事者も支給対象とされたい。

●考え方 ⇒ 増額する考えはない。なお、新たな観光列車従事者をアテンダント手当の支給対象とすることを検討している。

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 1 1 日（N o 3 / 3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

36 定期健康診断受診は勤務時間とされたい。

●考え方 ⇒ 現行の取扱いを変更する考えはない。

40 接客業務従事者（駅・列車乗務員、動力車乗務員）に、接客用長袖ワイシャツを貸与されたい。また、技術系従事者の熱中症対策のため、空調付き作業着を貸与されたい。

●考え方 ⇒ 接客用制服及び作業着を見直す考えはない。

44 購入券の交付枚数を増やされたい。

●考え方 ⇒ 社員等の福利厚生に関しては、会社として「快て～き回数券（社員用）」や「通勤における特急列車の乗車特認」の特例制度の設定等により、一定の対応を行っている。

従って、現在のところ、社員への交付枚数を増やす考えはない。

【準組合員（エキスパート社員）の労働条件】

3 短日数勤務制度の適用職種を拡大されたい。

●考え方 ⇒ 短日数勤務制度の適用拡大を含め、エキスパート社員の勤務体系の多様化については、経営状況、要員事情等を勘案しながら今後検討を行っていく。

4 列車乗務員にエキスパート社員向け行路を新設されたい。

●考え方 ⇒ 列車乗務員にエキスパート社員向けの行路を新設することは、勤務体系や運用効率の低下等の関係から困難な状況であるが、引き続き検討していく。

8 有給休暇の対象項目を組合員と同様にされたい。

●考え方 ⇒ 現時点では、改定する考えはない。

18 第 9 9 条の 6 に定める期末一時金の係数（0. 4）を撤廃されたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

19 住宅補助金及び扶養手当の支払い対象とされたい。あわせて期末一時金の基準額は、扶養手当を加えて算定されたい。

●考え方 ⇒ 改定する考えはない。

【準組合員（契約社員）の労働条件】

11 緊急呼出手当の支給対象とされたい。

●考え方 ⇒ 現時点では、支給する考えはない。

14 社宅・寮の利用対象条件を緩和されたい。

●考え方 ⇒ 現時点では、現行の取扱いを変更する考えはない。

15 賃金控除に関する協定に定める賃金控除項目は、組合員（社員）と同一とされたい。

●考え方 ⇒ 賃金控除項目については、新たな人事給与システムの構築に合わせて、見直しを検討している。

※ その他の要求項目については、改訂、変更、追加、新設等は行わない旨の考え方が示された。

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 11 日（No 3 / 4）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

＜主な交渉内容＞

組合：60歳以降の雇用の在り方については、今後検討が必要との回答であるが、組合員からは65歳まで定年延長の併設を求める声がある。早期に検討すべきである。
さらなるモチベーション向上のためにも、期末一時金の係数（0.4）の撤廃も前向きに検討されたい。

会社：年金支給開始年齢が65歳まで引き上げられていることから、検討が必要と認識している。退職金や賃金カーブなど中長期的な課題として検討していく。

組合：休日数の増は組合員から多くの声が上がっている。組合も雇用と安全を確保した上での効率化には協力している、前向きに検討すべきである。

会社：貴側の要求主旨は理解するが、現行の業務執行体制においては、現時点での休日数の増は困難と考える。

組合：育児短時間勤務や看護休暇の取得条件緩和について、現行の取り扱いを変更する考えはないとの回答であるが、子育て世代が安心して子育てできるよう改善すべきである。

会社：育児短時間勤務制度は、育児介護休業法に則り3歳までの適用としている。ただし、育児短時間勤務制度は適用できる職種が限られているため、全ての社員が適用となる育児休業制度は法を上回る3歳までの適用とすることで職種間のバランスを取っている。現時点では、この件について改定する考えはないが、会社としては、ワークライフバランスの推進に取り組んでいきたい。

組合：出産・育児にかかわる休職や休暇制度はこれまでも改善を図ってきたが、制度を利用した組合員が不利益な取扱いとならないよう、さらなる改善をすべきである。

会社：貴側の要求趣旨は理解するが、改定する考えはない。

組合：若年者は、初任給調整手当が毎年減額されるため、定期昇給のメリットを実感できていない。労働力確保のためにも初任給の改善を早急に行うべきある。

会社：企業間の採用競争が激化する中、貴側の指摘のとおり初任給額の検証の必要性は認識している。しかし、初任給額の改善は長期的な人件費の増加にもつながるため早期の実施は困難である。近年、若年社員の離職が増加しており、若年社員の定着のため、業務内容や職場環境だけでなく、労働条件もまたひとつの検討課題であると認識している。

組合：技能手当、職務手当、交代制等勤務手当及び夜間特殊業務手当など各種手当については改善しないとの回答であるが、改善を図られたい。

会社：会社の経営体力を考慮すると改定は困難である。

組合：工務職場の組合員から多くの声が上がっており、運転保安に係わる責任度合いの高い業務や、レール削正作業などの高い技術力を要する業務、3～4日連続での夜間作業などその職責や業務量に対して手当を改善すべきである。工務職場に限らず、若年者の離職者が多くなっているなか、人材の確保するためにも、早急に改善すべきである。

会社：貴側の要求趣旨は理解するが、改定する考えはない。

組合：アテンダント手当について、増額する考えはないとの回答であるが、乗務しているアテンダントは、車内でのお客様対応など休む間もなく励んでいる。その労に報いるためにも、アテンダント手当の増額を要求する。

会社：アテンダントの活躍により、多くのお客様にご利用いただいているのは理解するが増額する考えはない。

J R 四国労組ニュース

令和元年 9 月 11 日 (No. 3 / 5 終)

発行責任者 / 大谷 清

編集責任者 / 武智 義治

組合：通常列車を利用して通勤している者が、災害等により列車通勤が困難になり「自転車等」を利用して通勤した場合の燃料費等の実費補償について、特別な事情がある場合を除いて補償する考えはないとの回答だが、特別な事情とは何か。

会社：昨年発生した西日本豪雨災害のように、長期にわたり列車が運休した場合と考えている。

組合：近年の異常気象の発生頻度を鑑みれば、先月の台風時に計画運休を実施したケースも特別な事情に該当となるのではないか。

会社：該当とならない。通勤手当は月払いで考えており、1 回毎には支払わない。

組合：定期健康診断について、現行の取扱いを変更する考えはないとの回答だが、職種によって勤務時間中に受診できないのは不公平であることから、勤務時間に受診できるようにすべきである。

会社：定期健康診断は、会社は受診させる義務があり、社員は受診する義務がある。自分の時間での受診を前提と考えている。

組合：空調付き作業着について、組合員から導入を求める声が多く上がっている。熱中症予防の為に導入について前向きに検討されたい。

会社：導入にかかる経費、効果並びに耐久性を検証したい。

組合：真夏の屋外作業では、熱中症予防の為に水分補給にも金銭的な負担が大きい。一定の条件での猛暑手当の新設も検討されたい。

会社：手当の新設は会社の経営体力を考慮すると困難である。

組合：購入券の増付与を求める声は多くの組合員から上がってきている。必要な者には増付与できるようにされたい。

会社：現行の交付枚数を増やす考えはない。

組合：エキスパート社員の有給休暇についても社員と同様にすべきである。

会社：貴側の要求主旨は理解するが、現時点では改定する考えはない。

組合：緊急呼出手当について、実態として契約社員を呼び出す事象も発生していることから、支給対象とすべきである。

会社：実態を踏まえ検討したいと考えるが、現時点では支給する考えはない。

組合：契約社員車掌の社宅・寮の利用条件について、四国外出身者が多く土地に不慣れで退寮に伴う離職を防止するためにも、利用期間を延長されたい。

会社：寮の空室には限りはあるが、人材の確保・定着のために検討の余地はあると考える。

組合：準組合員の賃金控除項目について、共済事業拡充により安心して働くことができる環境を整備するためにも、組合員と同一にすべきである。

会社：新たな人事給与システムの構築に合わせて見直しを検討したい。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、会社を取り巻く厳しい状況は責任組合として理解しつつも、組合員と家族の幸せ実現のため、粘り強く団体交渉を継続することを確認した。

以 上